



はじめに

全国的にコンパクトなまちづくり等を支える移動手段として自転車活用の動きの高まりに加え、サイクルツーリズムを通じた地方創生の取組が活発化してきている。わが国では、各地域において道路管理者や都道府県警察が自転車ネットワーク計画の作成やその整備、通行ルールの徹底等を進められるよう、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を平成 28 年 7 月に改定し、「地方版自転車活用推進計画策定の手引き」が平成 30 年 8 月にまとめられた。

本県では、クルマ社会に伴う交通渋滞対策や高齢者の移動手段の確保等の問題が顕在化する中で、県全体に先駆けて、「つくば霞ヶ浦りんりんロード（令和元年 11 月に第 1 次ナショナルサイクルルートに指定）」を核とした地域活性化の取組が進展しており、水郷筑波地域において「水郷筑波サイクリング環境整備事業自転車走行環境整備ガイドライン」を平成 28 年 10 月に策定した。

一方、国の自転車活用推進法（平成 29 年 5 月）の施行や自転車活用推進計画（平成 30 年 6 月閣議決定）を踏まえ、国を挙げて自転車活用の動きが急速に高まっており、これを受けて、平成 30 年 6 月から有識者会議や関係部局と検討を進め、県全体の自転車ネットワークを含めた「いばらき自転車活用推進計画」を平成 31 年 3 月策定し、目標として掲げている日本一のサイクリング環境の構築を目指す取り組みを進めている。

今般、当計画の実効性を高めるため、いばらき自転車ネットワークを構成している県全体を対象に、サインや標識等の整備、危険個所対策等を迅速かつ円滑に推進するための基準を定めた「いばらき自転車ネットワーク自転車通行環境整備ガイドライン」を策定したものである。



いばらき自転車ネットワーク自転車通行環境整備ガイドラインの位置づけ

